

4 資料編

4-1 令和5年度授業評価アンケート

4-1 令和5年度授業評価アンケート

4-1-1 令和5年度授業評価アンケート回答率

令和5年度授業評価アンケート回答率について、前年度との比較は以下のとおりである。令和4年度より新システムによる授業評価アンケートを実施しており、全体的に回答率が大幅に改善されている。特に、令和5年度においては、大学院課程での回答率に改善が見られる。

令和5年度授業評価アンケート回答率概要

部局名	回答率	(参考) 令和4年度回答率
【学士課程】		
共通教育	99.1%	99.1%
融合学域	98.0%	98.4%
人間社会学域	97.1%	85.9%
理工学域	73.0%	65.5%
医薬保健学域	88.4%	88.6%
【博士前期課程・修士課程】		
人間社会環境研究科	76.4%	87.7%
自然科学研究科	53.6%	47.0%
医薬保健学総合研究科	85.2%	77.1%
新学術創成研究科	93.0%	27.3%
法学研究科	—	—
【博士後期課程・博士課程】		
人間社会環境研究科	60.6%	72.7%
医薬保健学総合研究科	52.9%	35.3%
先進予防医学研究科	32.1%	30.8%
新学術創成研究科	71.4%	20.0%
【専門職学位課程】		
法学研究科	47.5%	63.5%
教職実践研究科	100.0%	100.0%

4-1 令和5年度授業評価アンケート

4-1-2 共通教育GS科目1~6群の回答結果比較

令和3年度から共通教育GS科目に新たに6群が加わり、1群から6群における共通設問「①授業内容の適切性」「②担当教員の説明の仕方」「③授業外学修時間」「④授業理解度」「⑤学修目標達成度」「⑥授業満足度」の6項目について比較を行った。「①授業内容の適切性」「②担当教員の説明の仕方」「⑤学修目標達成度」「⑥授業満足度」について、2群の科目が他群に比べ、平均スコアが高い。また、「③授業外学修時間」「④授業理解度」について、5群の科目が他群に比べ、平均スコアが高い。

2023年度		回答数	回答率	①授業内容の適切性 (-50~50の101段階 のスコア平均)	②担当教員の説明の仕方 (-50~50の101段階 のスコア平均)	③授業外学修時間 (授業1回あたり の時間数平均)	④授業理解度 (-50~50の101段階 のスコア平均)	⑤学修目標達成度 (-50~50の101段階 のスコア平均)	⑥授業満足度 (-50~50の101段階 のスコア平均)
共通教育 GS科目	1群	4,575	98.2%	30.1	26.3	3.4	24.3	24.7	25.5
	2群	6,657	97.9%	33.3	31.1	3.4	29.2	28.7	30.9
	3群	4,545	98.6%	31.7	30.3	2.8	28.4	27.7	29.7
	4群	5,053	97.8%	30.1	28.2	3.6	26.7	26.1	27.1
	5群	5,296	98.3%	32.9	31.0	3.7	29.4	28.4	29.5
	6群	6,220	98.6%	30.0	26.0	3.0	24.5	24.8	25.7

4-2 令和5年度卒業・修了者アンケート

4-2 令和5年度卒業・修了者アンケート

4-2-1 令和5年度卒業・修了者アンケート回答率

令和5年度卒業・修了者アンケート回答率について、前年度との比較は以下のとおりである。学士課程・大学院課程ともに、回答率の改善が見られる。今後も、この傾向を続け、回答率の更なる向上に努める必要がある。

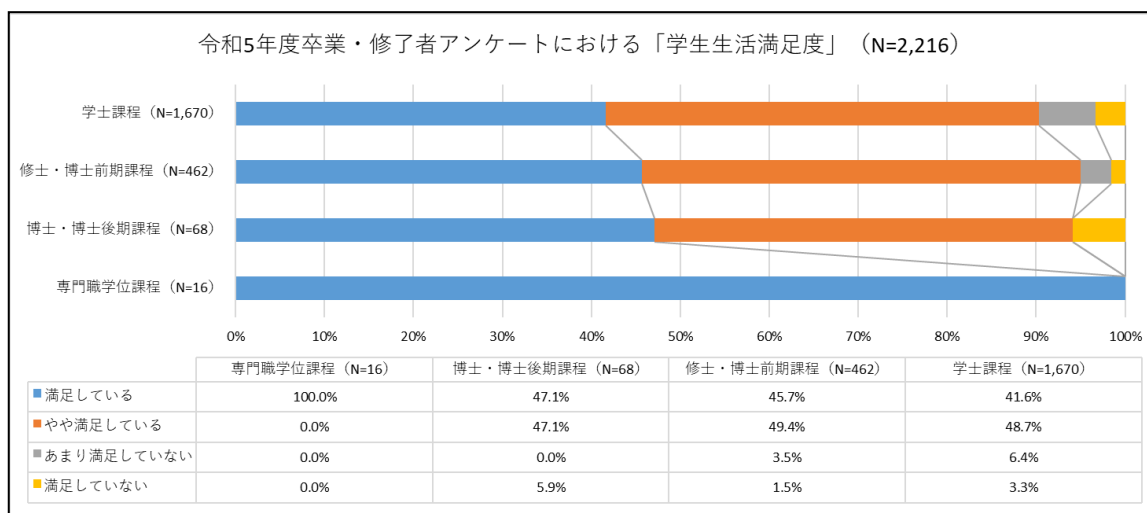
令和5年度卒業・修了者アンケート回答率概要

部局名	回答率	(参考)令和4年度回答率
【学士課程】		
人間社会学域	73.9%	53.9%
理工学域	65.7%	48.2%
医薬保健学域	68.4%	78.3%
【博士前期課程・修士課程】		
人間社会環境研究科	67.4%	50.0%
自然科学研究科	58.4%	38.4%
医薬保健学総合研究科	71.6%	81.4%
新学術創成研究科	42.9%	88.9%
法学研究科	100.0%	100.0%
【博士後期課程・博士課程】		
人間社会環境研究科	100.0%	55.6%
自然科学研究科	20.0%	3.7%
医薬保健学総合研究科	81.6%	71.2%
先進予防医学研究科	50.0%	—
新学術創成研究科	40.0%	66.7%
【専門職学位課程】		
法学研究科	66.7%	—
教職実践研究科	100.0%	100.0%

4-2 令和5年度卒業・修了者アンケート

4-2-2 令和5年度卒業・修了者アンケート結果による「学生生活満足度」

令和3年度から全学共通で4件法で設問している「学生生活満足度」の回答結果について、前年度同様、どの教育課程においても、概ね満足度が高い結果となっている。



4-3 令和5年度卒業・修了後アンケート

4-3 令和5年度卒業・修了後アンケート

4-3-1 令和5年度卒業・修了後アンケート回答者内訳

令和5年度卒業・修了後アンケートについて、前年度同様に、金沢大学IDを活用して実施した。今回からは、新たに制定した「金沢大学における教育の内部質保証に関する指針」（令和6年2月9日、令和5年度第12回教育企画会議決定）に基づき、卒業・修了後3年の者を対象に毎年度実施することとした。このため、今回は、令和2年度に卒業・修了した2,589名を対象に当該アンケートを実施した。令和6年3月26日～5月13日の回答期間において132件の回答があり、そのうち、有効回答数は113件（対象者2,589名、回答率4.4%）であった。

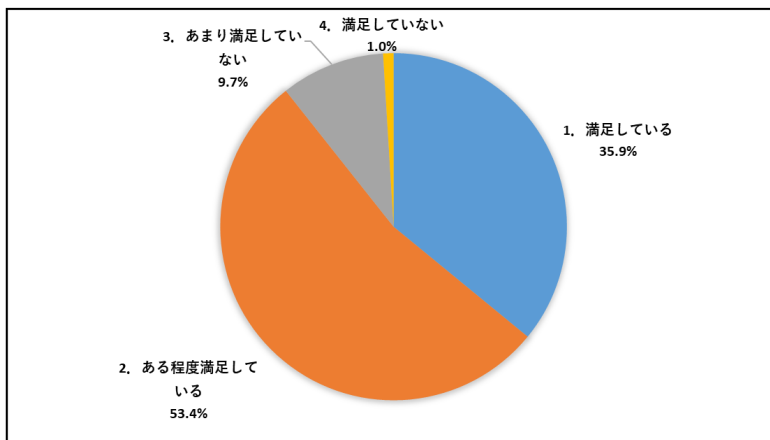
卒業・修了部局	回答者数
人間社会学域	33
理工学域	28
医薬保健学域	12
学士課程 小計	73
人間社会環境研究科	
博士前期課程	1
自然科学研究科	
博士前期課程	21
博士後期課程	3
医薬保健学総合研究科	
博士前期課程	8
博士課程	4
新学術創成研究科	
博士前期課程	2
教職実践研究科	1
大学院課程 小計	40
総計	113

4-3-2 現在の職種（N=105）

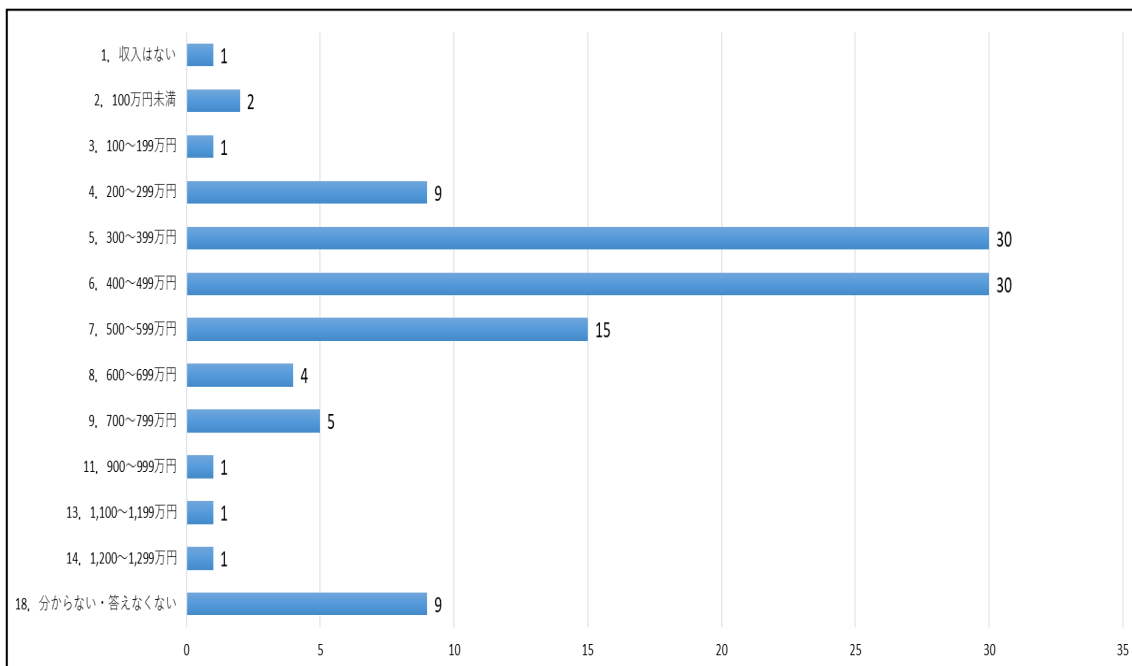
	1. 事務職	2. 経営・管理職	3. 技術職	4. 技能職	5. 教育職	6. 研究職	7. 販売・サービス	8. 専門職・自由業	11. アルバイト・派遣社員	その他	総計
人間社会学域	18	3	3		4		1		1	1	31
理工学域	2		17		1	3	1				24
医薬保健学域			3		1	3	1	2		2	12
人間社会環境研究科											
博士前期課程						1					1
自然科学研究科											
博士前期課程			2			1					3
博士後期課程			13			7					20
医薬保健学総合研究科											
博士前期課程			1	1	1	4		1			8
博士課程			1	1				2			4
新学術創成研究科											
博士前期課程			1								1
教職実践研究科					1						1
総計	20	3	41	2	8	19	3	5	1	3	105

4-3 令和5年度卒業・修了後アンケート

4-3-3 現在の職業満足度 (N=103)



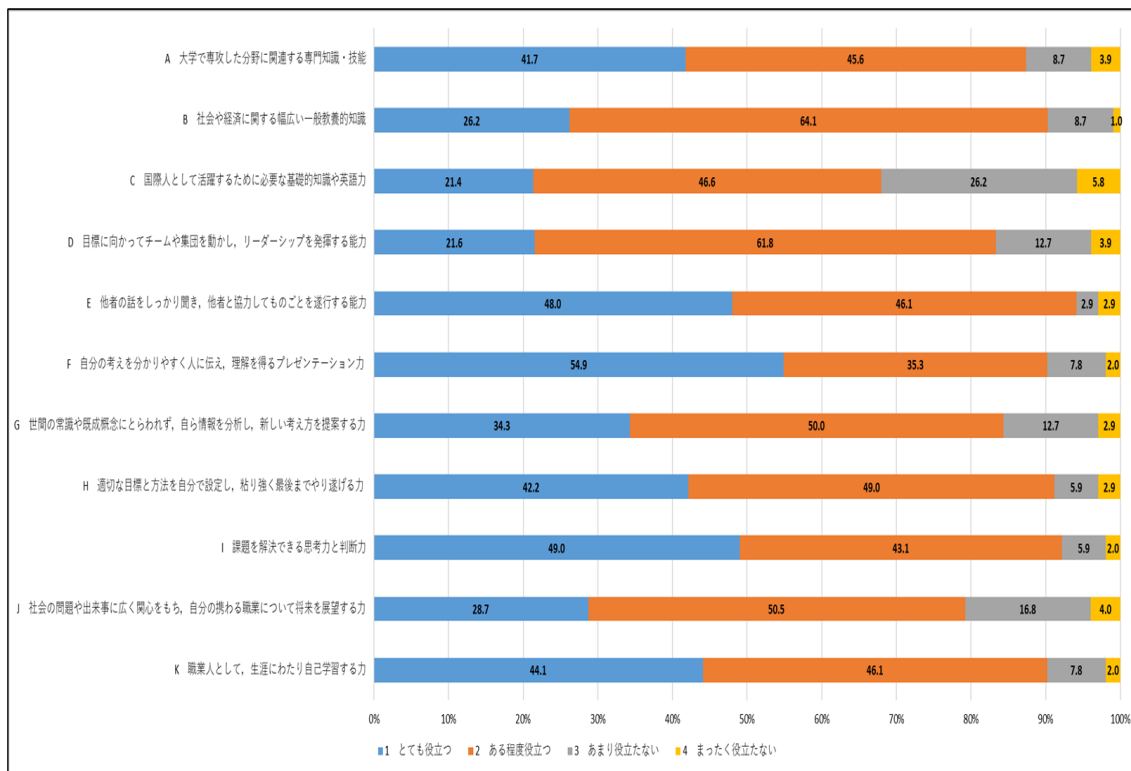
4-3-4 現在の個人年収 (N=109)



4-3 令和5年度卒業・修了後アンケート

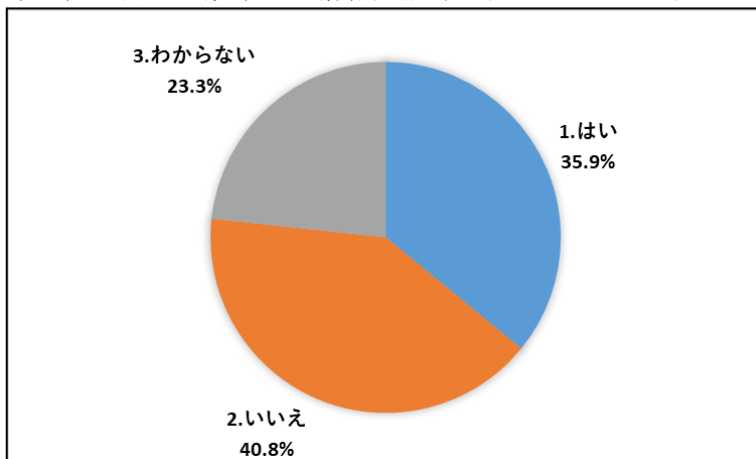
4-3-5 大学での経験や学修で得られた知識・技能の卒業・修了後のキャリアにおける役立ち度合い (N=103)

大学での経験や学修で得られた知識・技能の卒業・修了後のキャリアにおける役立ち度合いでは、「他者の話をしっかり聞き、他者と協力してものごとを遂行する能力」「自分の考えを分かりやすく人に伝え、理解を得るプレゼンテーション力」「適切な目標と方法を自分で設定し、粘り強く最後までやり遂げる力」「課題を解決できる思考力と判断力」「職業人として、生涯にわたり自己学習する力」が特に高い結果となっている。



4-3-6 大学・大学院における学び直しの希望の有無 (N=103)

問8の大学・大学院における学び直しについて、35.9%の割合で希望ありと答えており、学び直し向けの効果的な情報発信等を行っていく必要がある。



4 - 4 金沢大学 FD 委員会規程

(平成 20 年 4 月 1 日規程第 1031 号)

(設置)

第 1 条 金沢大学教育企画会議に、国立大学法人金沢大学基幹会議規程第 22 条第 1 項の規定に基づき、金沢大学 FD 委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、本学及び本学の教員が、教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動を推進する事項について審議することを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育方法等の調査・検討に関すること。
- (2) 研修会等の実施に関すること。
- (3) 各部局が実施する活動への支援に関すること。
- (4) その他全学的な連絡・調整に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育担当理事が指名する学長補佐 1 人
- (2) 融合学域を担当する教員から選出された者 1 人
- (3) 人間社会学域、理工学域及び医薬保健学域を担当する教員から選出された者 各 2 人
- (4) 各研究科を担当する教員から選出された者 各 1 人
- (5) 国際基幹教育院に所属する教員から選出された者 1 人
- (6) 教学マネジメントセンターに所属する教員から選出された者 1 人
- (7) 学務部長
- (8) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任期)

第 5 条 前条第 1 号から第 6 号及び第 8 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、第 4 条第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第 7 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ等)

第9条 委員会に、専門的事項を審議するため、ワーキンググループ等必要な下部組織を置くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (抄)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

4-5 金沢大学におけるFD活動指針

平成21年3月9日	FD委員会承認
平成21年4月10日	教育企画会議承認
平成26年9月12日	教育企画会議改正
平成28年7月26日	FD委員会改正
平成29年3月10日	教育企画会議改正
令和3年6月4日	FD委員会改正
令和3年6月11日	教育企画会議改正
令和5年1月18日	FD委員会改正
令和5年3月10日	教育企画会議改正

本学は、社会の信頼に応える学士課程並びに大学院課程教育を実現するために、社会的要請に的確に対応し、本学が掲げる教育研究上の目的に根ざした人材を育成することができるように、質の高い教育を実施する責務を負っている。

金沢大学学則第3条において、本学は、教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うことを定めている。もとより、授業の内容及び方法の改善は、各教員や部局等において地道に積み重ねられてきたものであるが、今後は、それらの改善に向けての取組みを、計画・実践・評価・改善のサイクルの中に位置づけ、より組織的かつ継続的に行うことにより、実質的な改善へと繋げていかなければならない。

本指針に基づき、本学のFD及びSD活動がますます活発となり、一層本学の教育の質の向上及び学生支援の推進に繋がることを期待する。

(目的)

第1 この指針は、金沢大学におけるFD及びSD活動についての基本的事項を定め、授業の内容及び方法の改善、教職員による様々な学生支援及びそのための研究・教育に関する研修についての取組みを明らかにすることにより、本学の教職員及び部局等のFD及びSD活動を推進し、もって教育の質の向上を図り、学生支援の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この指針において、「FD」(ファカルティ・ディベロップメント)とは、授業の内容及び方法の改善等による教育の質の向上並びに学生の心身の保護とキャリア形成を促進する等の学生支援を図るための教員及び部局等の研究、研修等の自発的取組みをいう。

2 この指針において、「SD」(スタッフ・ディベロップメント)とは、教育研究活動等の適切かつ効率的な運営を図るために必要な知識及び技能の習得並びに能力及び資質の向上を図るための教職員の研修等の自発的取組みをいう。

- 3 この指針において、「BSD（バックアップ・スタッフ・ディベロップメント）」とは、SD活動のうち、教員のFD活動を支援すること、学生の心身の健康を保護すること、及びキャリア形成を促進する等の学生支援を図るための職員の研修等の自発的取組みをいう。
- 4 この指針において、「教職員」とは、本学の常勤及び非常勤の教職員をいう。
- 5 この指針において、「指導補助者（教員を除く。）」とは、ティーチング・アシスタント、高度ティーチング・アシスタント、クラス・ラーニング・アドバイザーをいう。
- 6 この指針において、「部局等」とは、教職員個人を除き、学域・学類・研究科・センター等、FD活動に関して、組織的取組みを実施する主体をいう。

（教職員及び部局等の責務）

- 第3 本学の教員は、金沢大学学則第3条（自己点検評価及び研修等）及び金沢大学大学院学則第21条（授業の方法等）に基づき、個人として、積極的にFD活動に取り組むとともに、職務上必要に応じて、SD活動に取り組む。
- 2 本学の職員は、職務上必要に応じて、SD活動に取り組む。
- 3 部局等は、教員のFD活動を促進するために、組織的に授業の内容・方法の改善及び学生支援のための取組みや研修の計画を策定するとともに、その実施内容等を点検し、報告書を毎年度作成する。

（FD委員会の業務）

- 第4 FD委員会は、金沢大学FD委員会規程第3条に基づき、本学におけるFD及びBSD活動並びに本指針に関する事項を審議する。
- 2 FD委員会は、全学におけるFD活動に関する状況等を把握するとともに、それらの情報が全学的に共有されるよう努める。
- 3 FD委員会は、部局等の作成した報告書に基づき、当該年度の全学におけるFD活動に関する報告書（以下、「年度報告書」という。）を作成し、それを教育企画会議に報告する。

（FD委員会委員長による改善の措置等）

- 第5 FD委員会委員長は、部局等のFD活動の改善に必要と認めた場合、FD委員会の議に基づいて、改善のための適切な措置等を講ずるとともに、それを教育企画会議に報告する。

（年度報告書の公開）

- 第6 FD委員会委員長は、年度報告書を公表する。

（部局等の改善に向けての取組み）

- 第7 部局等は、自らFD活動の実施に努めるとともに、その活動内容等について、継続的に改善に努める。
- 2 部局等は、優れたFD活動を行っている教員への表彰や、研修会参加についての証明書発行等の、FD活動推進のための取組みを行うことができる。

(FD活動等への支援)

第8 教学マネジメントセンターは、FD、SD、BSD活動及び指導補助者（教員を除く。）への研修に対して、必要な支援を行う。

4-6 金沢大学における教育の内部質保証に関する指針

(令和6年2月9日 令和5年度第12回教育企画会議決定)

1. 趣旨

本指針は、大学設置基準第1条第3項の規定に基づき、金沢大学が教育の状況を点検及び評価し、自ら改善及び改革を行う内部質保証を有効に機能させるために定める。

2. 目的

大学設置基準第2条の2及び第19条第1項並びに学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき、「入学者の受入れに関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「卒業又は修了の認定に関する方針」(以下、「三つの方針」という。)に沿った教育の内部質保証体制を整え、教育課程の編成等や自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた不断の見直しを行うとともに、教育の実質化等による質向上を図る。

3. 方法

教育の内部質保証については、「教学マネジメント指針」(中央教育審議会大学分科会(令和2年1月22日))に沿って、「大学全体レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」の3つのレベルに分けて捉える。

大学全体レベルについては、教育企画会議及びその下に設置された専門委員会が、教学マネジメントセンターの支援を受け、日常的な点検(モニタリング)及び総合的な点検・評価(レビュー)を行う。

学位プログラムレベルについては、三つの方針に則しつつ、あらかじめ定めた方法により、日常的な点検(モニタリング)を行うとともに、定期的に、学生が学修目標を確実に達成しているか、その上で改善が必要な事項は何かといった点も含め、様々な角度から掘り下げた分析を行うなど総合的な点検・評価(レビュー)を行うこととし、具体的な方法は次のとおりとする。なお、授業科目レベルについては、学位プログラムレベルに含め、日常的な点検(モニタリング)及び総合的な点検・評価(レビュー)を行う。

- (1) 学位プログラムの日常的な点検(モニタリング)として、各学位プログラムの責任者は、毎年度、当該学位プログラムの教育成果・学修成果に関する指標に基づき、日常的な点検を行い、教育担当理事・副学長に報告しなければならない。なお、本学においては、FD活動報告書を以て充てる。
- (2) 学位プログラムの総合的な点検・評価(レビュー)として、各学位プログラムの責任者は、原則として7年に1回、毎年度点検(モニタリング)する教育成果・学修成果等について、学生が学修目標を確実に達成しているか、その上で改善が必要な事項は何かといっ

た点も含め、様々な角度から掘り下げた分析を行い、教育担当理事・副学長に報告しなければならない。

- (3) 毎年度1回の日常的な点検（モニタリング）及び7年に1回の総合的な点検・評価（レビュー）の結果について、教育の内部質保証の推進責任者である教育担当理事・副学長は、教育企画会議の議を経て、内部質保証の統括責任者（学長）に報告する。報告を受けた内部質保証の統括責任者は、必要に応じて推進責任者に改善を指示し、推進責任者は教育企画会議に改善方針等を示し、改善活動を行う。

4. 教育成果・学修成果に関する各種調査データ

日常的な点検（モニタリング）及び総合的な点検・評価（レビュー）において参照すべき各種調査データは、次のとおりとする。

- (1) 日常的な点検（モニタリング）及び総合的な点検・評価（レビュー）を行う際には、表に掲げる各種調査データを参照しながら、点検・評価を行わなければならない。
- (2) 表に掲げる各種調査データのほか、必要に応じ、在学者、卒業・修了者、企業等から大学全体及び学位プログラム等に関する意見聴取を行い、点検・評価に資することが推奨される。
- (3) (1)及び(2)に関する各種調査データの提供及び分析等について、各学位プログラムの責任者からの依頼の下、教学マネジメントセンターが支援する。

5. 雑則

本指針に定めるもののほか、教育の内部質保証に関し必要な事項は、別に定める。

表 教育成果・学修成果に関する各種調査データ一覧

調査名	指標	頻度	教学マネジメントレベル
新入生アンケート	志望理由、大学における学修に対する期待、入学者選抜に対する意見、希望進路、アドミッション・ポリシー、入試広報活動、入学後の学修・学生生活	毎年度（入学時）	大学全体レベル 学位プログラムレベル
授業評価アンケート	授業内容の適切性、担当教員の説明の仕方、授業外学修時間、授業理解度、学修目標達成度、授業満足度	毎年度（毎クォーターまたはセメスター）	授業科目レベル 学位プログラムレベル

4-6 金沢大学における教育の内部質保証に関する指針

学生生活実態調査	金沢大学<グローバル>スタンダードの修得度, 住居・通学手段, 経済状況, 学修時間, 学修環境・学生支援満足度, 課外活動・福利厚生施設への要望, その他要望事項	2年に1回	大学全体レベル 学位プログラムレベル
卒業・修了者アンケート	ディプロマ・ポリシー達成度, 学修及び学生生活の満足度, その他必要な事項	毎年度	大学全体レベル 学位プログラムレベル
卒業・修了後アンケート	在学中に身につけるべき能力の就職後の活用度, 職業満足度, 年収, その他必要な事項	毎年度 (原則として, 卒業・修了後3年の者を対象)	大学全体レベル 学位プログラムレベル
就業先アンケート	在学中に身に付けるべき能力の実装度及び期待度, 就職活動に対する対応度, その他必要な事項	2年に1回	大学全体レベル 学位プログラムレベル

4-7 金沢大学履修規程

(平成 20 年 4 月 1 日規程第 1079 号)

改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢大学学則第 49 条第 3 項の規定に基づき、授業科目の履修について必要な事項を定めるものとする。

(授業科目と履修方法)

第 2 条 授業科目は、共通教育科目(「金沢大学<グローバル>スタンダード」を基軸とした、学士課程教育の基盤をなす授業科目をいう。)及び専門教育科目(学域に係る専門の学芸を教授することを目的とする授業科目をいう。)に区分する。

2 履修方法については、国際基幹教育院及び各学域において別に定める。

第 3 条 共通教育科目は、「導入科目」、「GS 科目」、「GS 言語科目」、「基礎科目」、「初習言語科目」及び「自由履修科目」に区分する。

2 専門教育科目は、「学域GS 科目」、「学域GS 言語科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」に区分する。

(基幹教育特設プログラム)

第 4 条 特定分野の学修を目的として、共通教育科目及び各学類が提供する専門教育科目から編成する教育プログラム(以下「基幹教育特設プログラム」という。)を開設し、その学修成果を認定することができるものとする。

2 基幹教育特設プログラムにおいて、所定の単位を修得した者には、共通教育委員会の議を経て、国際基幹教育院長が修了を認定する。

3 前 2 項の教育課程等については、国際基幹教育院において別に定める。

(副専攻)

第 5 条 学生が所属する学域、学類並びにコース及び専攻に係る分野以外の分野又は課題に関する教育課程(以下「副専攻」という。)を開設し、その学修成果を認定することができるものとする。

2 副専攻において、所定の単位を修得した者には、当該学生が所属する学域の教育研究会議の議を経て、学域長が修了を認定する。

3 前 2 項の教育課程等については、各学域において別に定める。

(先導 STEAM 人材育成プログラム)

第 5 条の 2 幅広い教養と深い専門性を両立した人材を育成することを目的として、「先導 STEAM 人材育成プログラム」を開設し、その学修成果を認定することができるものとする。

2 先導 STEAM 人材育成プログラムを修了した者には、修了証を交付する。

3 先導 STEAM 人材育成プログラムに関する必要な事項は、別に定める。

(データサイエンス特別プログラム)

第5条の3 数理・データサイエンス・AI 活用のための基礎的知識を有する人材を育成するため「データサイエンス特別プログラム」を開設し、その学修成果を認定することができるものとする。

2 データサイエンス特別プログラムを修了した者には、修了証を交付する。

3 データサイエンス特別プログラムに関する必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状の取得に関する授業科目)

第6条 教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定める「教科に関する専門的事項」, 「教育の基礎的理解に関する科目」, 「道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目」, 「教育実践に関する科目」, 「各教科の指導法」, 「大学が独自に設定する科目」及び「特別支援教育に関する科目」の単位を修得しなければならない。

(受講者の抽選・選抜)

第7条 一部の授業科目については、選抜試験又は抽選等で受講者を選定することがある。

2 前項の授業科目及び受講者の適正人数は、国際基幹教育院及び各学域において指示するものとする。

(履修手続)

第8条 学生は、履修を希望する授業科目について、別に定める履修登録期間に履修登録手続により学域長又は国際基幹教育院長に願い出、許可を受けなければならない。

2 学生は、履修登録期間後に履修を希望する授業科目の確認を行い、変更する場合は確認・変更期間内に手続を行わなければならない。

3 履修登録手続をしていない授業科目については、履修することができない。履修登録手続に不備又は誤りがあった場合も同様とする。

4 やむを得ない理由により、所定の期間内に履修登録手続を行うことができない場合は、その理由を付して学域長又は国際基幹教育院長に届け出なければならない。

(履修登録の制限)

第9条 各学期又は各クォーターに履修登録できる単位数の上限は、各学域及び国際基幹教育院で別に定める。

(履修許可の取消し)

第10条 履修を許可された後においても、本規程に違反して履修登録したことが判明した場合には履修の許可を取り消すことがある。

(単位認定対象資格)

第11条 次に掲げる各号のいずれかに該当する学生は、単位認定を受ける資格がないものとする。

- (1) 当該授業科目の履修登録をしていない者
- (2) 授業出席回数が国際基幹教育院及び各学域で定める出席すべき授業回数に満たない者
- (3) 休学期間が当該授業科目の開講期間と重なる者
(不正行為)

第12条 試験等における不正行為については、金沢大学学生懲戒規程の定めるところによる。

(単位確定時期)

第13条 各学期及び各クォーターにおける開講授業科目の単位確定時期は別に定める。ただし、卒業者については学位授与の日をもって単位確定の時期とする。

(成績の評価)

第14条 授業科目の成績は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

評語 英訳(証明書) 評語 判定 学修達成度

- | | | | |
|--------|--------------|-----|-------------|
| (1) S | AA | 合格 | 90%以上 |
| (2) A | A | 合格 | 80%以上 90%未満 |
| (3) B | B | 合格 | 70%以上 80%未満 |
| (4) C | C | 合格 | 60%以上 70%未満 |
| (5) 合 | P : Pass | 合格 | 60%以上 |
| (6) 認定 | CF : Certify | 合格 | 60%以上 |
| (7) 不可 | | 不合格 | 60%未満 |
| (8) 否 | | 不合格 | 60%未満 |
| (9) 放棄 | | 不合格 | |

2 「合」及び「否」の評語は、一定水準の成績達成を目的とした授業科目において使用するものとする。

3 「認定」の評語は、本学の開講科目以外の授業科目及び外部試験等の結果により、評価する授業科目において使用するものとする。ただし、単位互換協定書その他により定めがある場合は、この限りでない。

4 単位認定を保留とする場合の基準及び保留後の成績評価方法については、国際基幹教育院及び各学域において別に定める。

5 成績通知には、第1項の評語を用いる。

6 成績証明書には、判定が合格となった授業科目のみ記載し、第1項の評語を用いる。ただし、認定は「認」と表示する。

(総合成績評価)

第15条 前条の成績の評価に対して次の各号に掲げるグレード・ポイント(以下「GP」という。)を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修科目のグレード・ポイントの平均(グレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。))を算出し、総合成績評価を行う。

評語GP

- (1) S 4点
 - (2) A 3点
 - (3) B 2点
 - (4) C 1点
 - (5) 合 対象外
 - (6) 認定対象外
 - (7) 不可0点
 - (8) 否 対象外
 - (9) 放棄0点 (第14条第2項に規定する評語を用いる科目については対象外)
- 2 単位認定が保留となった授業科目のGPは、0点とする。
 - 3 GPAを算出する基準は、次のとおりとする。

$$GPA = (\text{授業科目で得たGP} \times \text{その授業科目の単位数}) \text{の総和} / (\text{履修登録した授業科目の単位数の総和})$$
 - 4 成績証明書には、GPAは明記しない。
 - 5 GPAにおける保留授業科目は、履修登録した授業科目の単位数の総和に含める。
 - 6 再履修の取扱いについては、国際基幹教育院及び各学域において別に定める。
 - 7 GPA対象外授業科目は、次のとおりとする。
 - (1) 共通教育科目
 「導入科目」、 「いしかわシティカレッジの他大学提供科目」、 「放送大学の授業科目」、 「入学前の既修得単位を認定した授業科目」及び「外部試験によって「認定」の評語で単位認定した授業科目」
 - (2) 前号以外の共通教育科目については、各学域において別に定める。
 - (3) 専門教育科目については、各学域において別に定める。
 (成績評価の疑義申し立て)
- 第16条 成績の評価に対する疑義申し立てについては、「成績評価への疑義申し出に対する対応についての申し合わせ」による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、第4条第2項に定める共通教育特設プログラムの修了認定は、国際基幹教育院長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

4-8

金沢大学シラバス様式

〇〇学域 〇〇学類

科目名[英文名] / Course Title	
担当教員名[ローマ字表記] / Instructor	
科目ナンバー / Numbering	
時間割番号 / Course Number	科目区分 / Subject distinguished
講義形態 / Lecture Form	開講学域等 / Faculty
適正人数 / Number of Proper	開講学期 / Semester
曜日・時限 / Day・Period	単位数 / Number of Credits
授業形態 / Class Format	60単位上限 Class to a maximum of 60 credits
対象学生 / Target students	
キーワード / KeyWord	
講義室情報 / Lecture room information	
開放科目 / Open account	
備考 / Note	
授業の主題 / Topic	
学修目標 (到達目標) / Objective	
授業概要 / Outline	
講義スケジュール / Lecture Schedule	
評価方法と割合 / Grading Method 【評価方法 / Grading Method】 ※成績評価: 次項の項目及び割合で総合評価し、次のとおり判定する。 「S (達成度90%~100%)」, 「A (同80%~90%未満)」, 「B (同70%~80%未満)」, 「C (同60%~70%未満)」を合格とし, 「不可 (同60%未満)」を不合格とする。(標準評価方法)	
【評価の割合 / Grading Rate】 【ルーブリック / Rubric】 【ルーブリック備考 / Rubric note】	
授業時間外の学修に関する指示 / Learning outside of class hours 【予習に関する指示 / Preparation】 【予習に関する教材 / Materials on preparatory studies】 【復習に関する指示 / Homework】 【復習に関する教材 / Materials on homework】	
教科書・参考書 / Books 【教科書 / Text Books】 【参考書 / Reference Books】 【教科書・参考書補足 / Teaching Materials Note】	
オフィスアワー等 (学生からの質問への対応方法等) / Consultation Time	
履修条件 / Prerequisites 【適正人数 / Class Size】 【受講者調整方法 / Method for adjusting class size】 【その他履修上の注意事項や学修上の助言 / Others】	
特記事項 / Special Note 【カリキュラムの中の位置づけ / Position of Curriculum】 【特記事項 / Special note】	

4-9

令和5年度 FD委員会

事務担当：学務部学務課教育推進係

任期2023. 4. 1～2024. 3. 31

部 局 等	職 名	氏 名
〔委員長〕	学長補佐	片岡 邦重
融合学域	准教授	河内 幾帆
人間社会学域	准教授	阪口 博政
人間社会学域	教授	寺沢 なお子
理工学域	教授	下川 智嗣
理工学域	教授	長尾 秀実
医薬保健学域	教授	吉田 栄人
医薬保健学域	教授	松原 孝祐
人間社会環境研究科	教授	碓山 洋
法学研究科	教授	宮本 誠子
自然科学研究科	教授	深田 宰史
医薬保健学総合研究科	教授	藤永 由佳子
先進予防医学研究科	教授	所 正治
新学術創成研究科	教授	坂本 二郎
教職実践研究科	教授	大谷 実
国際基幹教育院	教授	滝野 隆久
教学マネジメントセンター	教授	林 透
事務局学務部	学務部長	松本 佳子